

中央大学 2025 年度特別入試 【出題の意図】

学部・試験方式	中央大学法学部チャレンジ入試
科目	講義理解力試験

※本件についての質問・照会には、個別に回答することはいたしません。

【出題の意図】

今年度は、日常的によく起こる交通事故を題材とし、受験生のレベルに合わせた講義を受講させたうえで、講義内容の理解度や自分の意見を客観的に述べる能力を測る観点から出題した。

講義は、大きく4部の構成となっており、第1に「民法」とはどのようなことを規律した法であるか、第2に今回の〔事例〕で問題となった「不法行為」に基づき損害賠償請求をするためにはどのような要件を充たす必要があるか、第3に被害者にも「過失」がある場合には加害者は損害賠償の減額を求めることができるが（過失相殺の問題）、第4に被害者に「過失」はないが被害者のいわゆる素因が問題となる場面では民法には直接適用事例がないため、過失相殺の規定を「類推適用」することができる可能性があることを判例・学説をもとに説明した。

設問1は、講義で説明したキーワードをもとに、講義の内容を理解し、整理する能力をみるために要約することを求めた。

設問2は、講義で説明した〔事例〕とは異なる被害者の素因が一因となり損害が発生している〔事例〕について、講義で説明した内容をもとに、当該事例であればどのような解決をすることが考えられるかを説明する問題であった。